

東日本大震災津波伝承館  
令和 5 年度企画展示制作業務委託

企画コンペ実施要領

令和 5 年 2 月  
岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「東日本大震災津波伝承館令和5年度企画展示制作業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

## 1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「東日本大震災津波伝承館令和5年度企画展示制作業務委託」 一式

(2) 委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

(3) 募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

(4) 予算額

3,346,200円（税込）以内

※本業務は、令和5年度当初予算の成立を前提としており、県議会での審議状況等により、業務内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがある。

## 2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合は、県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、「3 企画コンペ手続等に関する事項」(4)に定める参加届出書類の提出を求める場合がある。

[参加資格の要件]

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて来庁するなど、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※なお、県は、事業者の役員等が暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (6) 参加届出書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日付け出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に

伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(7) (6)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日付け建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日付け出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

(8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

### 3 企画コンペ手続等に関する事項

#### (1) 担当部署

東日本大震災津波伝承館

住 所：〒029-2204 岩手県陸前高田市気仙町字土手影 180 番地

電 話：0192-47-4455

ファクシミリ：0192-47-4466

電子メールアドレス：AJ0007@pref.iwate.jp

#### (2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) → 「県政情報」 → 「入札・コンペ・公募情報」

#### 【交付資料】

資料1 企画コンペ実施要領（本書）

資料2 業務仕様書

資料3 企画提案審査要領

#### (3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

ア 受付期間 令和5年3月3日（金）午後5時まで

イ 受付場所 東日本大震災津波伝承館（連絡先は上記「(1) 担当部署」を参照）

ウ 提出方法 【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メール又はファクシミリにより提出すること。

エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめて、岩手県公式ホームページに掲載する。

オ 回答期日 随時、回答する。

なお、最終回答の期日は、令和5年3月8日（水）とする。

#### (4) 参加届出書の提出

企画コンペに参加しようとする者は、期限までに参加届出書類を持参または郵送により提出するものとする。

ア 提出書類

【様式1-2】企画コンペ参加届出書

【様式1-3】会社概要及び過去5年間の主な類似業務受託実績

イ 提出期限 令和5年3月14日（火）〔必着〕

ウ 提出先 東日本大震災津波伝承館（連絡先は「(1) 担当部署」を参照）

エ 提出方法 持参または郵送により提出すること。

なお、持参の場合は、午前9時から午後5時までの間に持参のこと。また、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日まで、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類 資料2「業務仕様書」で定める書類

イ 提出期限 令和5年3月20日（月）〔必着〕

ウ 提出先 東日本大震災津波伝承館（連絡先は「(1) 担当部署」を参照）

エ 提出方法 持参又は郵送による。

なお、持参の場合は午前9時から午後5時までの間に持参のこと。また、郵送の場合は、封筒の表に企画提案書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便により、期日までに必着のこと。

オ 留意事項 ・提案は、1者につき1提案とし、複数提案を認めない。

・企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

・その他、資料2「業務仕様書」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(7) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(8) 企画コンペ参加の辞退

参加届出書を提出した者が企画コンペ参加を辞退する場合は、【様式1-4】「企画コンペ参加辞退届」を、「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」で定める企画提案選考委員会の実施日の前日まで〔必着〕に、東日本大震災津波伝承館（連絡先は「(1) 担当部署」を参照）に持参または郵送により提出すること。

なお、企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

## 4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が「1 本業務の概要」(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催（予定）

※詳細については、参加届出者に対して別途通知する。

ア 時期 令和5年3月下旬

イ 場所 東日本大震災津波伝承館又は盛岡市内

ウ 開催方法等

- ・審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオの使用を認めるが、追加資料等の提出は認めない。
- ・プロジェクター等のプレゼンテーションで使用する機材のセッティングを希望する場合は、事前に担当部署に連絡するものとする。
- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書等の受付順とし、1者当たりのプレゼンテーションの時間は20分（説明15分、質疑応答5分）以内とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。
- ・参加者が6者を超える場合、県において企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された6者により、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、参加者が6者以下であった場合には、一次審査は行わない。

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(4) 苦情申立て

本手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年3月5日岩手県告示第215号）」により、岩手県政府調達苦情検討委員会（連絡先 岩手県出納局 電話 019-629-5990）に対して苦情を申し立てることができる。

## 5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により、契約締結段階において項目を追加、変更又は削除することがある。

(4) 追加事業との関係

県は、年度途中に必要と認めた事業については、受託候補者が行った企画提案以外のものであっても、直接企画会社等と契約を締結する場合がある。

(5) 契約結果の公表

県は、本契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）」、「情報公開条例（平成10年12月11日条例第49号）」等に基づき、必要事項を公表する。

## 6 調達手続の停止等

岩手県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止するなどの措置をとる場合がある。

## 7 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 8 その他

- (1) 提出書類の取扱い
  - ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
  - イ 提出書類は返却しない。
  - ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
- (2) 企画コンペ参加に要する経費について  
企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。
- (3) その他
  - ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
  - イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。